

平成十八年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		身体障害者居宅支援の種類		身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所		指定期日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	年月日
株式会社こどもり	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二五	株式会社こどもり介護支援事業所	北津軽郡中泊町大字小泊字鮫貝一〇の二〇	株式会社こどもり介護支援事業所	北津軽郡中泊町大字小泊字鮫貝一〇の二〇	平成一六・一・一

青森県告示第十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十八年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		知的障害者居宅支援の種類		知的障害者居宅支援事業を行う事業所		指定期日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	年月日
社会福祉法人のぞみ会	八戸市大字大久保字大山二の二〇	グループホームたんぼほ	八戸市大字大久保字行人塚二の三二二	三戸郡五戸町大字倉石中市小渡八八の二	三戸郡五戸町一愛右後四の	平成一六・一・一

青森県告示第十一号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、次のとおり特定知的障害者授産施設を指定したので、同法第十五条の三十一第

一号の規定により公示する。

平成十八年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	設置の場所	指定期日
月見野食房	つがる市森田町森田月見野四七六の一	平成一六・一・一

青森県告示第十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

(一) 保安林予定森林の所在場所

- 東津軽郡外ヶ浜町字三厩字鉄山の一・字三厩山の一・字三厩増川山の一・字平館野田尻高川の一・平館今津尻高川の一・平館石浜尻高川の一・蟹田小国東小国山の一・蟹田山本東小国山の一・蟹田小国矢櫃山の一・今別町大字今別字今別山一・大字浜名字今別山一・大字大川平字西大川平山の一・蓬田村大字広瀬字広瀬山の一・大字瀬辺地字瀬辺地山の一・青森市大字内真部字内真部山の一（以上一五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字三厩字鉄山の一・字三厩増川山の一・字平館野田尻高川の一・平館今津尻高川の一・平館石浜尻高川の一・蟹田小国東小国山の一・蟹田山本東小国山の一・大字今別字今別山一・大字浜名字今別山一・字西大川平山の一・字広瀬山の一・字内真部山の一（以上二筆国有林）

次の図に示す部分に限る。()

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

東津軽郡平内町大字福館字雷電林一の一・大字浅所字雷電林一の一・大字東滝字雷電林一の一・大字茂浦字月泊山一の一・大字稲生字月泊山一の一(以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

東津軽郡平内町大字松野木字カド山一の一・大字田茂木字福取山一の一・大字山口字二股山一の一・字高森山一の一・大字藤沢字二股山一の一・大字中野字高森山一の一・大字土屋字高森山一の一・大字盛田字石神山一の一・大字福嶋字石神山一の一・大字福館字石神山一の一・大字小豆沢字水ヶ沢山一の一(以上一筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林指定の目的

干害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びに青森市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡深浦町大字田野沢字砂子川一の一・大字風合瀬字砂子川一の一・大字轟木字轟木山一の一・大字追良瀬字北追良瀬山一・字西追良瀬山一の一・大字広戸字広戸山一の一・大字深浦字深浦山一の一・字大館二四三の三・大字岩崎字西岩崎山一の一(以上九筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

大字風合瀬字砂子川一の一・字北追良瀬山一・字西追良瀬山一の一・字広戸山一の一・字深浦山一の一・字西岩崎山一の一(以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字田野沢字砂子川一の一・大字風合瀬字砂子川一の一・大字轟木字轟木山一の一・字北追良瀬山一・字西追良瀬山一の一・字広戸山一の一・字深浦山一の一・字大館二四三の三・字西岩崎山一の一(以上九筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

部分に限る。)

- 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡中泊町大字薄市字薄市山一の一・大字今泉字今泉山一の一・大字小泊字南小泊山一の一・字中小泊山一・五所川原市相内相内山一の一(以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林指定の目的

水源のかん養

- (三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

- 字薄市山一の一・字今泉山一の一・字南小泊山一の一・字中小泊山一・相内相内山一の一(以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字薄市山一の一・字今泉山一の一・字南小泊山一の一・字中小泊山一・相内相内山一の一(以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- (一) 保安林予定森林の所在場所

北津軽郡中泊町大字小泊字権現崎一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

- (三) 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びに五所川原市役所及び中泊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所

上北郡野辺地町字地続山一の一・字中興田川二一の一の内・字東太田ノ沢一の一・字向井田三三の一の内・五二の内・七五の一の内・七六の一の内・字蟹田三三三の内・字鳥井平六三の内・字千草橋五七の一・字大谷地東沢一六の内・東北町字細津八〇・字萌出道ノ上一〇九・字岩戸朝日富一・字大久保平一・二・三の二・四・五の一・字夫雑原下山四から六まで・字洞内沢三四の一・三八・字沼山二・字洞内沢頭二の三から二の五まで・字饅頭長根一・字湯田平一の四・字添ノ沢三六・三七の三(以上三三筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字地続山一の一・字向井田三三の一の内・五二の内・七五の一の内・七六の一の内・字蟹田三三の内・字鳥井平六三の内・字干草橋五七の一・字大谷地東沢一六の内(以上九筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 次の森林については、主伐は、択伐による。

字地続山一の一・字湯田平一の一・字添ノ沢三六・三七の三(以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

開発許可を受けた者の住所
及び氏名(名称)

南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中
野五〇の一

南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中
野五〇の一
齋藤千里

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭